

山口県報

令和8年
6月5日
(金曜日)

目次

○告示

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路建設課）……………

土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）……………

土砂災害警戒区域の指定（砂防課）……………

土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）……………

土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）……………



山口県告示第二百四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、県道大島環状線道路改良（庄南トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 県道大島環状線道路改良（庄南トンネル）工事
- (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字西安下庄字小浦地内
- (二) 工事の概要

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

工法	延長	道路幅員
ナトム工法	六〇・〇メートル	八・〇メートル（車道五・五メートル）

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和八年六月四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下

「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。
(三) 申請書等の提出期限
令和八年六月二十六日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年七月三十日までに経営規模等入札参加資格
適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一二二一
〇三九六)にすること。

山口県告示第二百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成
二十八年山口県告示第三百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとお
り解除する。

令和八年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

平田(一)(40)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川
課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定す
る。

令和八年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

平田(一)(40)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川
課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示
(平成二十八年山口県告示第三百九十四号)により指定された区域についての指定を次
のとおり解除する。

令和八年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

平田(一)(40)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川
課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定
する。

令和八年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
平田(一)(40)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

令和八年六月五日印刷

発行人所

山口県知事庁